

街区基準点の保全に努めてください！

～街区基準点の効用に支障を来すおそれがある場合等は届出書の提出が必要です～

▶ 街区基準点とは

平成 16 ～18 年度に国土交通省が実施した都市再生街区基本調査により全国の人口集中地区（市内では地籍調査等の実施地区は除く）に設置された公共基準点です。これらの街区基準点は、平成 20 年 3 月末に「街区基準点等に係る測量計画機関の機能」が国土交通省から関係市町に移行され、平成 20 年 4 月からは、各市町が管理しています。

▶ 街区基準点は何のために存在しているのか

街区基準点は都市部の地籍調査の推進を図ることを目的として設置されたものです。地籍調査とは、一筆の土地ごとの土地の戸籍と境界の位置と面積を測量する調査であり、街区基準点が設置されている地区は、街区基準点を活用し測量を行います。また、土地分筆登記等の地積測量図作成に伴う測量や、防災対策事業等にも活用されています。

▶ 静岡市が管理する街区基準点には以下の 2 種類があります



街区三角点

(公共基準点 2 級相当)



街区多角点

(公共基準点 3 級相当)

➤ 街区基準点の取扱い等について

◇ 街区基準点の保全に努めてください

- ・ 測量計画機関の長の承諾を得ないで、街区基準点等（測量標）を移転し、汚損し、その他その効用を害することはできません。（測量法第 22 条及び第 39 条）
- ・ 道路・街路工事等で街区基準点等の効用を害するおそれがある場合は、市建設政策課とその復旧・復元の方法等の取扱いについて協議のうえ、保全に努めてください。
- ・ 街区基準点の設置場所は、市建設政策課（静岡庁舎）で確認できるほか、「国土交通省国土地理院ホームページ（<http://sokuseikagis1.gsi.go.jp/>）の「基準点成果等閲覧サービス」で確認できます。

下記を入力して検索できます

基準点成果等閲覧サービス

検索

基準点検索画面

注)基準点名をクリックしたときに、「種別」欄が街区三角点、街区多角点となっているものです。

2029571	等級	3級
	種別	街区多角点
	基準点名	20B22
	助言番号	H16E0231
	計画機関名称	静岡市
	閲覧・謄本交付の可否	閲覧・謄本交付可
	測量成果ワンストップサービスの可否	不可

◇ 測量標や測量成果の使用及び効用に支障を来す際等には手続きが必要です

- ・ 街区基準点測量成果の使用や、街区基準点の付近で掘削工事等でその効用に支障を来すおそれのある工事等行う際は、届出書の提出が必要です（静岡市基準点管理保全要綱を参照）。
- ・ なお、届出に係る申請書の書式については、市 HP の下記に掲載されております。
（Word 形式、(http://www.city.shizuoka.jp/000_005153.html)

【街区基準点に関する問い合わせ先】

静岡市役所 建設政策課 地籍第 1・2 係（静岡市役所静岡庁舎新館 6 F）

直通:054-221-1145・1464 FAX:054-221-1246